

# 職 員 給 与 規 程

## 第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 職員就業規則（以下 就業規則 という。）第 28 条の規定により  
特定非営利活動法人 がんサポートコミュニティー（以下 法人 と  
いう。）職員の給料については本規程の定めるところによる。

(男女均等待遇)

第 2 条 職員の男女の性別を理由として差別的取扱いはしない。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与の種類は次のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 通勤手当
- ③ 特別手当
- ④ 時間外勤務割増給与
- ⑤ 休日勤務割増給与

(基 本 給)

第 4 条 基本給は、本人の職務内容・技能・勤務成績・年齢等を考慮して  
各人別に決定する。

(給与の締切日 及び 支払日)

第 5 条 給与は月の 1 日から起算し、末日に締切って計算する。

- 2 給与は毎月末日に支給する。ただし支給日が金融機関の休日に  
あたるときは、その前日に繰上げて支給する。

(給与の臨時支払)

第6条 前条1項の規定にかかわらず、次の各号の 一 に該当する場合には職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

- ①職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- ②前号のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

(給与の計算方法)

第7条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その時間に対する給与は支給しない。

- 2 中途採用された職員及び中途退職者の給与は日割計算による。

(給与の支払方法)

第8条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるものはこれを控除して支給する。なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込みによることができる。

(通勤手当)

第9条 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

(特別手当)

第10条 特に法人に貢献があると理事長が認める者には、特別手当を支給することができる。

## 第2章 本 俸

(本俸の扱い)

第11条 職員の給与は、月給制とする。

- 2 常勤職員の本俸月額は、別表1 基本給表に定める額とする。
- 3 前項の適用者で特別の事情により本表によりがたい場合はその都度理事長が定める。

(初 任 給)

第12条 職員の本俸の初任給は、原則として基本給の大学卒は1級6号俸  
高校卒は1級3号俸を適用する。

但し、前職のあるものは能力、技能及び経験を勘案して理事長が決定する。

(昇 給)

第13条 昇給は現に受けている号を受けるに至ったときから1年以上勤務したものに付き、基本給表の同一等級のその1号上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 昇給は、定期昇給 及び 特別昇給とする。
- 3 定期昇給は、原則として毎年1回とし、これを4月に行う。
- 4 特別昇給は、勤務成績・技能・功績その他の事項を考課して行う。
- 5 昇給は、法人の業務の消長により行わないことができる。

(降 給)

第14条 降給は、法人の業務が著しく悪化する等業務上やむを得ない場合に行うことができる。

2 降給は、個人の勤務成績・能力が著しく悪化し、その任に堪えられなくなった場合、又は、懲戒処分を受けた者等につき、その度合いを勘案して行うことができる。

## 第3章 割増給与

(割増給与の計算)

第15条 時間外勤務に対する割増給与は、次の割増給与率に基づき次項の計算方法により支給する。

1ヶ月の時間外労働の時間数45時間以下の場合の割増給与率 25%とする。

2 割増給与は、次の算式により計算し支給する。

①時間外労働が1ヶ月45時間以下の場合

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

②休日労働の割増給与

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

③深夜労働の割増給与

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

## 第4章 給与の支払と控除

(欠勤等の扱い)

第16条 欠勤・遅刻・早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の給与を減額する。

(給与の支払と控除)

第17条 賃金は職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この規則は平成26年4月1日に遡求して施行する。

別表1 基本給表

Gr	1	2	3	4	5	6	7
1		224,000	300,000	340,000	380,000	420,000	460,000
2		228,000	304,000	344,000	384,000	424,000	464,000
3	192,000	232,000	308,000	348,000	388,000	428,000	468,000
4	196,000	236,000	312,000	352,000	392,000	432,000	472,000
5	200,000	240,000	316,000	356,000	396,000	436,000	476,000
6	204,000	244,000	320,000	360,000	400,000	440,000	480,000
7	208,000	248,000	224,000	364,000	404,000	444,000	484,000
8	212,000	252,000	328,000	368,000	408,000	448,000	488,000
9	216,000	256,000	332,000	372,000	412,000	452,000	492,000
10	220,000	260,000	336,000	376,000	416,000	456,000	496,000

(注) 単位 円